

## 精神科病院における看護職による患者虐待事件を受けた 今後の虐待防止に係る取り組みの強化について

今般発生した看護職による患者への虐待は、看護の資格に欠ける犯罪行為であり、決してあってはなりません。私たち三団体は、本件を看護界全体に関わる問題として重く受け止め、被害に遭われた方々及び親族の皆様にお詫びを申し上げます。

看護職の行動指針を示す「看護職の倫理綱領」において、看護職は「人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する」ことを明示しています。しかしながら、今般、看護の資格をもつ者でありながら、これに則った行動がとられなかったことは残念でなりません。

私たちはこのような事件が二度と起こらないようにするため、再発防止に向けて適切な対策を講じることこそが、看護職能団体、関連学会等の責務であると考え、虐待防止に向けた「精神科医療現場における障がい者虐待防止の手引き」を作成するとともに、職員の虐待防止に関する意識向上を目的とした「職員自己点検チェックリスト」を活用した自己点検を開始します。

また、虐待が発生しない組織風土を醸成するためには、看護職が自身のメンタルヘルスを保ち、誇りをもって仕事に取り組み、倫理的で質の高い看護を提供できる仕組みづくりが必要です。その仕組みの一つとして、精神看護を専門とする専門看護師・認定看護師や看護管理者等の活用を推進します。

日本看護協会の「看護職の倫理綱領」および日本精神科看護協会の「精神科看護職の倫理綱領」を日本全国の看護職に徹底し、医療現場での虐待によって精神障がいに苦しむ人々が更に苦しむような事件が、今後決して起こらないよう看護界を挙げて取り組みます。

看護職は、より質の高い看護を提供するために、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努めることが求められます。看護職ひとりひとりが、専門職としての責務を再確認し、精神障がいに苦しむ人々に対し安全かつ安心な看護を提供できるよう、引き続き関係団体が連携し、今回の事件を教訓に、必要な対応を進めてまいります。

以 上

令和5年5月26日

一般社団法人 日本精神保健看護学会  
一般社団法人 日本精神科看護協会  
公益社団法人 日本看護協会